

建築設備定期検査報告業務委託仕様書

京都府立大学総務課

I 総 則

1. 委託業務名 令和5年度京都府立大学建築設備定期検査報告業務
2. 調査場所 京都市左京区下鴨半木町1-5
3. 調査対象 別表に掲げる施設（以下「対象施設」という。）及び項目
4. 履行期限 令和6年2月22日
5. その他 特定行政庁への報告期限は令和5年12月25日

関係法令

建築基準法第8条
建築基準法第12条第1項及び第3項並びに第101条第1項第2号
建築基準法施行令第16条
建築基準法施行規則第4条の20、第5条、第6条及び第6条の5
京都市建築基準法施行細則第28条及び第29条
京都市告示第500号

II 業務仕様

1. 業務委託

(1) 委託業務の概要

建築基準法第12条第3項の規定による検査、報告業務

対象施設の昇降機以外の建築設備の状況について検査を行い、検査結果報告書を作成し特定行政庁へ報告する。

(2) 業務主任技術者の資格

本業務の技術上の指揮・監督を司る業務管理技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある1級建築士免許取得後3年以上の実務経験を有する者とする。

(3) 協力事務所等

受注者は、業務の一部を協力事務所等に委託しようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

2. 定期検査業務

(1) 関係法令等の適用

調査は、建築基準法（昭和25年法律第201号）によることとし、調査方法は別添定期調査実施マニュアルによる。

本仕様書に記載されていない事項は下記の業務基準書を参考とすること。

- ・ 建築設備の検査に関して

『建築設備定期検査業務基準書』（最新版）

監修：国土交通省住宅局建築指導課 発行：財団法人 日本建築設備・昇降機センター

（２）調査の詳細

1) 予備調査

調査に先立ち

- ① 計画通知書もしくは保守点検・管理業務報告書に基づき、対象施設の現況を把握する。
なお、配置図・各階平面図のCADデータ（jww）はあるが現況と一致しない場合がある。
- ② ①の貸与資料をもとに現地調査のうえ、必要に応じ、配置図、各階平面図を修正（CADデータ（jww 又は DXF））する。

2) 現地調査

建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するため、当該検査の項目、方法及び結果の判定基準は国交省告示第285号に基づき現地検査を行う。

3) 調査結果の判定等

現地調査の実施結果に基づき要是正、既存不適格の有無の判定を行う。

3. 報告書の作成

（１）報告書の提出

- ・ 特定行政庁へ必要図書を提出し、副本を受け取ること。
- ・ 業務が完了した後、速やかに調査資料を整理し、報告書として提出する。
なお、報告書は事前に検収を受けた後に製本化し、電子データと共に下記の部数を提出する。
また、改善計画書や対象外建築物に対する対象外等理由報告書等関連書類の作成、提出も所管行政庁と調整の上、必要に応じ実施すること。

（２）報告書の書式等

- ・ 建築基準法施行規則第5条及び第6条に基づいた書式とする。
- ・ 報告書は対象施設単位でA4サイズ（図面はA3）で作成し、取り外し可能な形式とする。
- ・ 報告書には、写真を貼付すること。なお、写真の撮影に関しては、デジタルカメラでの撮影を可とし、撮影場所（棟名称、対象階、対象室名等）及び撮影対象物名称を銘記すること。
（写真の撮影については、別添要領のとおりとする。）

4. 書類の提出

業務の進捗に応じ次の書類を提出すること。

（１）着手時

- ・ 業務計画書の提出について 1部
- ・ 業務着手届 1部
- ・ 調査計画書（業務工程等） 1部
- ・ 業務委託承諾書（業務の一部を協力事務所に委託する時） 1部

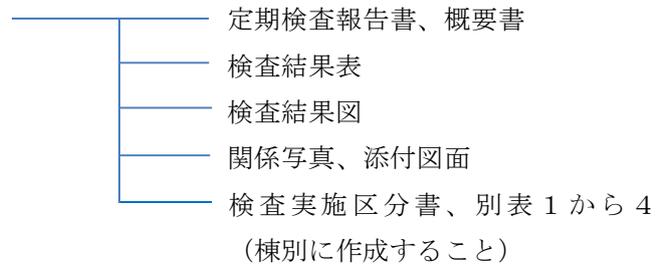
- ・課税事業者届出書 1部
- ・業務主任技術者通知及び経歴書 1部

(2) 業務終了時

- ・調査結果報告書 1部(電子データ共 CD1枚)

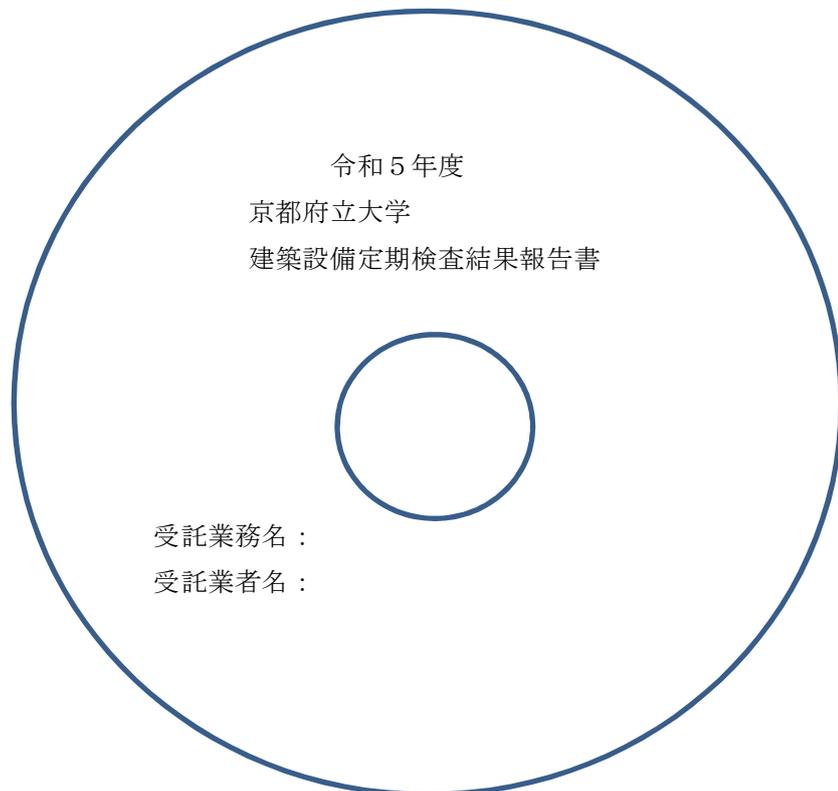
ファイル① 打合議事録

ファイル② 表紙(建築設備)



他法令による点検結果(写)

《CD作成例》



(別表)

建築基準法第12条第3項の規定による定期調査(検査)報告

令和5年度 対象施設一覧

施設名称	竣工年月	構造	階	延床面積 (㎡)	調査・点検内容※				備考	
					建築物 随時閉鎖式 防火設備*	建築設備 毎年点検	建築設備 3年毎点検	防火設備		
本館・合同講義室棟	昭和55年3月	RC造	地上3 /地下1	5,050.38	○	○ SS4枚,SD8枚	●	●	対象外	外壁:全面タイル貼り
1号館	平成14年1月	RC造	地上3	3,343.38	○	○ SS1枚,SD6枚	●	●	対象外	外壁:全面タイル貼り
2号館	昭和37年3月	RC造	地上3	3,539.14	○	○ SD3枚	対象外 対象設備なし	対象外 対象設備なし	対象外	外壁:一部タイル貼り
3号館	昭和37年8月	RC造	地上3	4,284.96	○	○ SD6枚	対象外 対象設備なし	対象外 対象設備なし	対象外	外壁:一部タイル貼り
5号館	昭和47年2月	RC造	地上3	3,456.69	○	○ SD6枚	●	●	対象外	外壁:一部タイル貼り
6号館	昭和41年	RC造	地上3	1,980.28	○	○ SS3枚,SD5枚	●	●	対象外	外壁:一部タイル貼り
7号館	平成49年3月	RC造	地上3 /地下1	2,487.50	○	○ SD3枚	●	●	対象外	外壁:全面タイル貼り
体育館兼講堂	昭和45年1月	RC造	地上1	2,226.18	○	対象なし	対象外 対象設備なし	対象外 対象設備なし	対象外 設備なし	外壁:一部タイル貼り
第2体育館	平成6年3月	RC造	地上2	1,283.30	○	○ 対象なし	対象外 対象規模未満	対象外 対象規模未満	対象外 対象規模未満	外壁:RC打放し
教育教養共同化施設 (稲盛記念会館)	平成26年6月	RC造	地上3	9,088.73	○	○ SS4枚,SD37枚	●	●	対象外	外壁:RC打放し
調査・検査対象(施設延床面積) 合計							建築設備 25,406.96㎡			

※ 調査・点検の対象は、調査・点検内容に●(黒丸)印を付した項目

* 平成31年1月1日施行京都市告示第500号に規定する随時閉鎖式防火設備の調査等

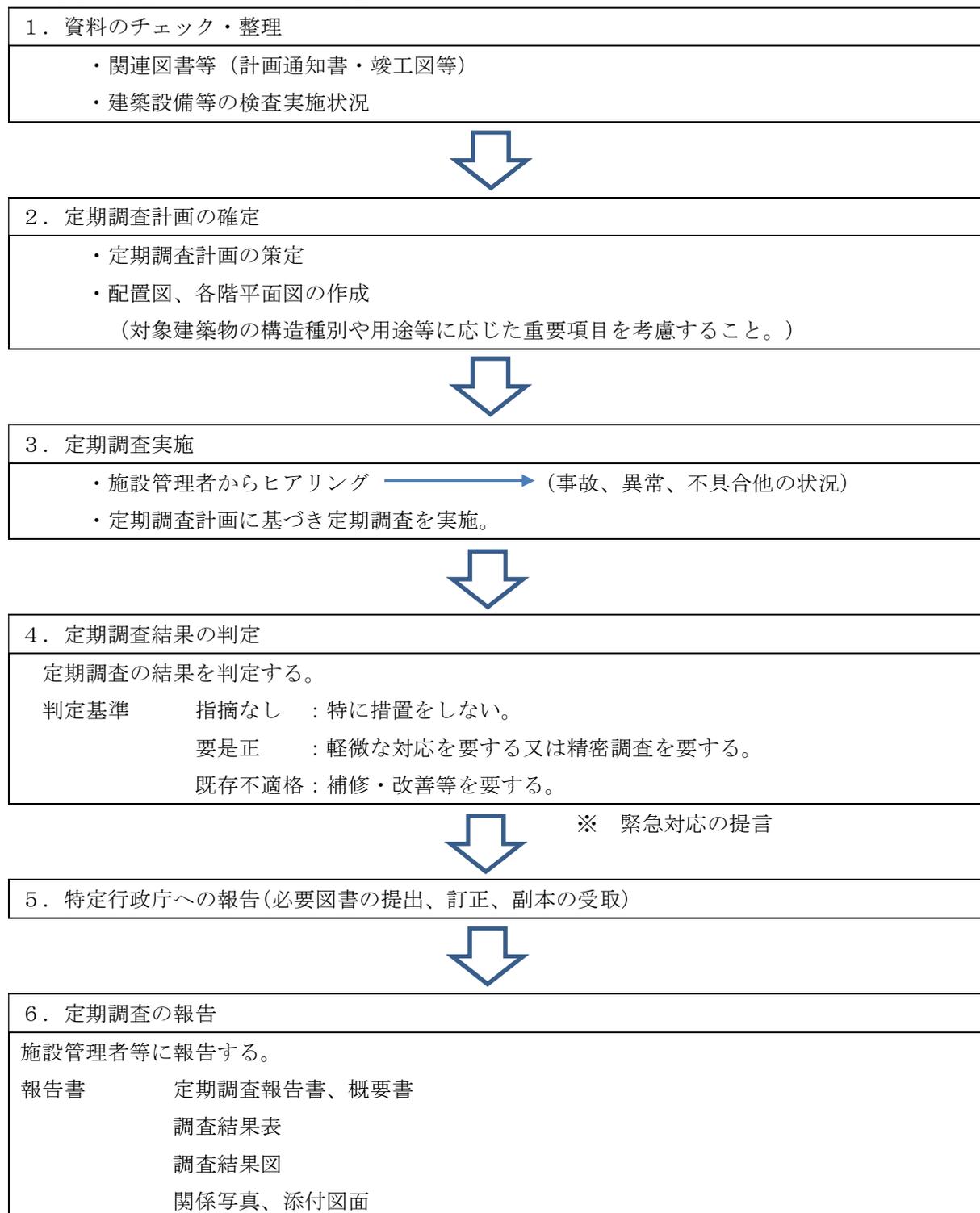
※ 貸与資料はR4実施の建築・設備定期報告結果と、R3実施の設備定期報告結果である。(データにて貸与)

(別添1)

定期調査実施マニュアル

本定期調査は、建築基準法及び本マニュアルに基づき、「特殊建築物等定期調査業務基準」「建築設備定期検査業務基準書」を参考に実施するものとする。

定期調査業務の流れは下図に示す。



(別添2)

定期調査写真の撮り方の要領

1 目的

定期調査時における、建築物、建築設備機材等の状況を確認するため、その状況及び箇所が判定できるよう撮影することを目的に定めるものである。

2 使用機材

使用するカメラは、デジタルカメラとし、有効200万画素数以上の機種で撮影することとする。

3 提出物

提出にあっては、印刷物及びCDとし、印刷物はカラーサービス版とし、写真番号、撮影箇所、対象物名称、機種名及び能力等を付け加えること。

また、施設平面図に写真番号、撮影箇所、撮影方向を記入したものを添付すること。

写真データについては、定期調査結果報告書の提出CDに含めて提出すること。